

平成 20 年 3 月 5 日

建設工事一般競争（指名競争）

入札参加資格者 の皆様

高知市役所 総務部 契約課

平成 20 年度 入札・契約制度の改正について

高知市では、建設工事にかかる入札・契約制度について下記のとおり改善し、平成 20 年 4 月 1 日（公告日、指名通知日が 4 月 1 日以降のもの）より施行いたします。なお、5「契約業務に係る働きかけへの対応要領」については、建設工事に係る契約に限定するものではなく、物品やその他の業務委託の入札・契約、指定管理者やアウトソーシングの相手先の選定についても対象となります。

記

1 建設工事の最低制限価格の上限の引き上げ（試行）

建設工事の最低制限価格については、予定価格の 100 分の 75 から 100 分の 80 の範囲で運用していましたが、入札の参加業者に高知市内の業者（共同企業体の構成員の場合も含む）が含まれる場合は、上限を 100 分の 80 から 100 分の 85 に引き上げて運用します。

2 建設工事の最低制限価格の算定方法の見直し（試行）

建設工事の最低制限価格については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会のモデル、いわゆる公契連モデルにより算定していましたが、次の通り算定方法を見直します。

従来の算定式

直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 × 1 / 5

見直し後の算定式

直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 × 2 / 5 + 一般管理費 × 1 / 5

3 建設工事の最低制限価格の事後公表への変更

平成 13 年から建設工事の最低制限価格については、指名通知時又は公告時に公表していましたが、これを入札執行後の公表に変更します。従いまして、最低制限価格を下回る価格での入札は、失格となりますのでご注意ください。なお、予定価格につきましては従来どおり事前に公表します。

4 工事に係る委託業務への最低制限価格の設定（試行）

新たに、工事に係る委託業務（建設コンサルタント業務）に最低制限価格を設定します。

詳細は、別添の「工事に係る委託業務への最低制限価格設定（試行）について」を参照下さい。

5 契約業務に係る働きかけへの対応要領の制定

高知市が発注する工事や業務委託，物品等の入札・契約及びこれらに関連する業務について，職員が特定の者の利益又は不利益を目的とした働きかけを受けた場合の取扱いについて，要領を制定しました。

公表前の情報の漏洩要求行為や特定の者の利益又は不利益の誘導につながる要求行為については，対応報告書を作成し，市のホームページ等で公表することとします。

詳細は，別添の「契約業務に係る働きかけへの対応要領・マニュアル」を参照下さい。

以 上

事務担当 高知市 総務部 契約課
高知市本町 5 丁目 1 番 45 号（本庁舎 4 階）
:088-823-9416 FAX:088-823-9496
E-mail: kc-050500@city.kochi.lg.jp

工事に係る委託業務への最低制限価格設定（試行）について

工事に係る委託業務（建設コンサルタント業務）について、下記のとおり最低制限価格を設定します。

記

1 対象業務 契約課で入札を行う予定価格(税込み)が50万円を超える、測量・土木設計、建築・設備設計、家屋補償、地質調査等の建設コンサルタント業務

2 算定方法 次の算定式により、**最低基準価格**を設定します。

(1) 測量業務

$$\text{直接測量費} + \text{測量調査} + \text{諸経費} \times 3 / 10$$

(2) 土木設計業務

$$\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{技術経費} \times 5 / 10 + \text{諸経費} \times 5 / 10$$

(3) 建築・設備設計業務

$$\text{直接人件費} + \text{特別経費} + \text{技術経費} \times 5 / 10 + \text{諸経費} \times 5 / 10$$

(4) 家屋補償業務

$$\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{技術経費} \times 5 / 10 + \text{諸経費} \times 5 / 10$$

(5) 地質調査

$$\text{直接調査費} + \text{間接調査費} + \text{解析業務費} \times 7 / 10 + \text{諸経費} \times 3 / 10$$

但し、地質調査を除き、その額が予定価格の10分の6を下回る場合は予定価格の10分の6、10分の8を上回る場合は、予定価格の10分の8の額とし、地質調査については、その額が予定価格の3分の2を下回る場合は予定価格の3分の2、10分の8.5を上回る場合は、予定価格の10分の8.5の額とします。

3 算定方法 予定価格の範囲内で有効な入札の最低の入札価格が、2で算定した最低基準価格を上回った場合は、**最低基準価格を最低制限価格とします。**

有効な入札の最低の入札価格が最低制限価格を下回った場合は、**有効な入札の下位5者の平均に10分の8.5を乗じた額を最低制限価格とします。**

但し、その額が最低基準価格を上回った場合は、最低基準価格が最低制限価格となります。

4 公表の時期 **最低基準価格及び最低制限価格は、入札執行後に公表します。**

予定価格については、従来どおり事前に公表します。

- 5 その他 有効な入札の最低の入札価格が最低基準価格を下回った場合は、開札後、直ちに最低制限価格の算定を行い、落札決定します。

最低基準価格を下回る入札であっても、3により算定した最低制限価格を下回らなければ、失格とはなりません。

- 6 落札決定例 予定価格 5,000 千円（事前公表）
最低基準価格 3,500 千円（事後公表）

入札価格	A	4,900 千円
	B	4,800 千円
	C	4,500 千円
	D	4,300 千円
	E	3,500 千円
	F	3,400 千円
	G	3,000 千円 落札
	H	2,800 千円 失格

最低の入札額（H） < 最低基準価格 であるため

最低制限価格は

下位 5 者（D～H）の平均の 10 分の 8.5 = 2,890 千円
よって、Gが落札（Hは最低制限価格を下回り失格）

契約業務に係る働きかけへの対応要領

1 目的

この要領は、市が発注する工事の請負、業務の委託及び物品の購入に係る入札・契約及びこれらに関連する業務（以下「契約業務」という。）について、職員が特定の者の利益又は不利益を目的とした働きかけを受けた場合の取扱いについて、必要な事項を定めることにより、契約業務の透明性、公平性及び公正性の一層の向上を図ることを目的とする。

2 働きかけ

働きかけとは、契約業務に関し、勤務時間の内外にかかわらず行われる行為で、次に掲げるものをいう。

- 特定業者の指名競争入札参加又は不参加に関する要求行為
- 特定業者の受注又は非受注に関する要求行為
- 非公表又は公表前における予定価格、最低制限価格、設計金額又は見積金額等に関する情報漏洩要求行為
- 公表前における入札参加者に関する情報漏洩要求行為
- その他特定の者への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為

3 対象としない働きかけ

前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為は働きかけの対象としない。

- 陳情書、要望書等書面によるもので、特定の者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれのないもの
- 不特定多数の者が傍聴できる公開の場（市議会、審議会、公聴会等）で行われたもの
- 通常の営業行為の範囲であることが明らかなもの
- 単に事実又は手続の確認であることが明らかなもの

4 職員の責務

- (1) 職員は、働きかけを受けたときは、当該働きかけを行った者（以下「相手方」という。）に対して、応じられない旨及び記録する旨を伝えなければならない。
- (2) 職員は、働きかけと思われる行為を受けた場合には、単独で対応せず、可能な限り複数で対応するよう努めるものとする。

5 報告書の作成

- (1) 職員は、働きかけを受けた場合は、速やかに当該働きかけの内容を働きかけ対応報告書（別記様式。以下「報告書」という。）に記録し、所属長、契約課長及び総務部長を経由して市長へ報告しなければならない。

(2) 前号の報告において、相手方が報告を受けるべき職員の場合は、その者を除いて報告するものとする。

(3) 職員は、報告書を作成するときは、事実に基づき正確に記録しなければならない。

6 報告書の公開

前項の報告書は、高知市行政情報公開条例（平成 12 年 12 月 26 日条例第 68 号）の規定に基づき、公開するものとする。

7 必要な措置

担当部局並びに総務部は第 5 項の報告があった場合は、契約業務の適正な執行及び職員の円滑な事務執行を確保するため、働きかけの内容に応じて組織として必要な措置を講じるものとする。

8 その他

その他この要領に定めのない事項については、別に定める。

9 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

働きかけ対応報告書（案）

担当課	係長	課長補佐	課長	副部長	部長	副市長	市長
契約課	係長	課長補佐	課長	副部長	部長	副市長	

受付日時	平成 年 月 日 () 時 分
受付方法及び場所	面談(場所:) 電話(場所:) その他()
相手方 (確認できる) 事項を記載)	団体名・氏名: 住 所 : 電 話 番 号 :
対応職員	所 属 : 職 名 : 氏 名 : 所 属 : 職 名 : 氏 名 : 所 属 : 職 名 : 氏 名 :
働きかけの内容	契約業務に係る働きかけへの対応要領：2 - ()に該当
対応の内容	働きかけを受けた場合は、「応じられないこと」及び「記録すること」を相手方に伝えること。 伝えた 伝えない

契約業務に係る働きかけへの対応要領実施マニュアル

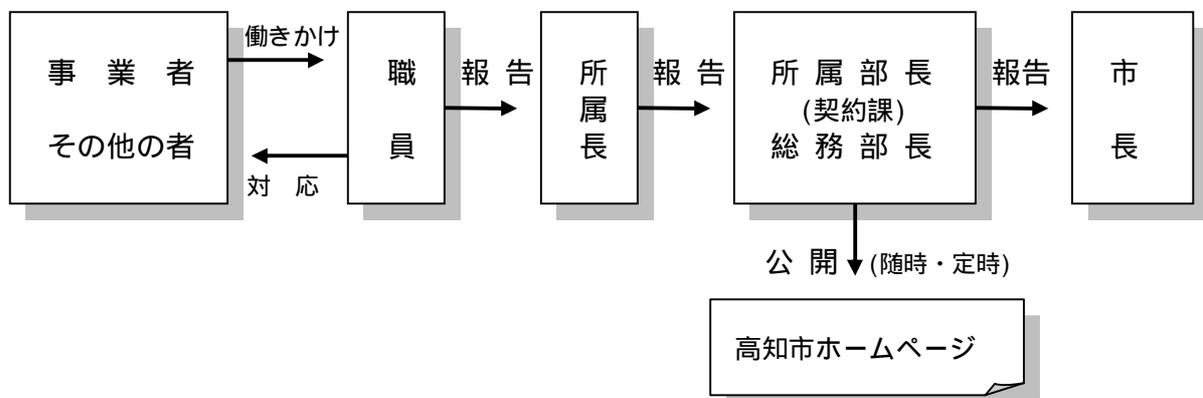
平成20年3月

平成18年12月に「入札談合関与行為防止法」が「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に改正され、それまでになかった発注機関職員に対する刑罰規定（5年以下の懲役又は250万円以下の罰金）の創設と、入札談合等関与行為の範囲の拡大等がなされました。したがって、発注機関職員が談合を行うことを唆すことや予定価格等の秘密情報を漏洩するほか、特定の者に落札させるよう落札予定者を指名すること等が処罰の対象となっています。

また、平成19年6月に国土交通省から出された「水門設備工事に係る入札談合等に関する報告書」において「職員が入札契約に関連して、退職者あるいは企業関係者から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、直ちに所属長に報告させるとともに、その概要を記録し、働きかけの内容及びそれに対する対応を公表する。」ことが明記されています。

高知市では、契約業務の透明性、公平性及び公正性の一層の向上を図ること目的とし、職員の公正な職務執行を損なう恐れのある働きかけを記録し、公表する制度を設けるとともに、職員自身が入札談合等関与行為のひとつである「発注に係る秘密情報の漏洩」に関与することのないよう、職員が働きかけを受けた場合の取扱いについて「契約業務に係る働きかけへの対応要領」（以下「対応要領という。」）を制定し、その実施についてのマニュアルを作成しました。

対応フロー図



1 「契約業務に係る」とはどのような業務

「契約業務」とは、予算課、工事担当課、発注課等の所管を問わず、市が発注する工事の請負、業務の委託及び物品の購入等にかかる、入札・契約及びこれらに関連する業務全般をいい、指定管理者やアウトソーシングの相手先の選定業務等も含まれます。

また、入札とは、競争入札、随意契約による見積り、せり売り等を含み、契約については、契約書の作成の有無を問いません。

尚、本要領で報告・公開等を規定しているのは契約業務に係るものであり、その他の一般的な業務に対する要望や提案、苦情等は含まれません。

2 働きかけの相手方の範囲は

「働きかけの相手方」は、事業者（法人、共同企業体、組合その他の団体及び事業を行う個人をいう。）、国会議員、地方議会議員、自治体の長、行政機関の現・元職員等すべてを含みます。

3 どのようなことが働きかけになるのか

「働きかけ」とは、次のような行為が該当しますが、以下の例はあくまでも一例にすぎませんので、「働きかけ」に該当するか否かについては、契約課に相談して下さい。

- (1) 特定業者の指名競争入札参加又は不参加に関する要求行為
 - ・ 特定の業者が入札に参加できるよう、分割発注の実施や発注方法の変更、発注基準の引き下げ等を行うよう要求する行為
 - ・ 特定の業者が入札に参加できるよう、参加資格要件の内容について不当に便宜を図るよう要求する行為
- (2) 特定業者の受注又は非受注に関する要求行為
 - ・ 特定の業者と随意契約できるよう、分割発注等を行うよう要求する行為
- (3) 非公表又は公表前における予定価格、最低制限価格、設計金額又は見積金額等に関する情報要求行為
 - ・ 特定の入札者から非公表又は公表前の予定価格又は最低制限価格を教示するよう要求する行為
 - ・ 特定の入札者から非公表又は公表前の予定価格又は最低制限価格が推測できる設計金額や見積金額を教示するよう要求する行為

非公表又は公表前における予定価格等の教示は、職員による入札等の妨害（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第8条）又は競売入札妨害（刑法96条の3第1項）に抵触するおそれがあります。

- (4) 公表前における入札参加者に関する情報要求行為
- ・ 入札参加者名を公開前に教示するよう要求する行為
 - ・ 特定の事業者等が入札に参加しているか否かを教示するよう要求する行為
 - ・ 入札参加者に関する情報（所在地等）を教示するよう要求する行為
 - ・ 入札参加者数又は共同企業体の組み合わせ等について教示するよう要求する行為
- (5) その他特定の者への便宜，利益又は不利益の誘導につながるおそれのある情報聴取及び要求行為
- ・ 秘密とされている情報や資料を，特定の者に対して漏洩するよう要求する行為
 - ・ 入札に先立って提出される技術提案書等の資料に関し，提出前に意見，確認又は受領等を要求する行為（正式な手続きによるものを除く。）
 - ・ 下請事業者の選定に関して，元請事業者に対する働きかけを要求する行為
 - ・ 物品納入に係る業者選定等に関して，元請事業者に対する働きかけを要求する行為
 - ・ 変更協議において，不当な便宜を図ることを要求する行為
 - ・ 特定の事業者等の製品のみが適合する仕様書を作成するよう要求する行為

4 対象としない働きかけとは

次のような行為は、「働きかけ」の対象となりません。

- (1) 陳情書，要望書等書面によるもので，特定の者への便宜，利益又は不利益の誘導につながるおそれのないもの
個別具体の契約に関するものではない，公共工事等の発注全般又は全体の方針等に対する陳情，政策提言，意見等については，書面によるものでも該当しません。
- (2) 不特定多数の者が傍聴できる公開の場（市議会，審議会，公聴会等）で行われたもの
- (3) 通常の営業行為の範囲であることが明らかなもの
個別具体の契約に関するものであっても，発注が予定されている工事への指名の依頼等については，発注方法の変更や発注基準の引き下げ等の要求を伴わない場合は，通常の営業活動の範囲であり，働きかけの対象とはなりません。
- (4) 単に事実又は手続の確認であることが明らかなもの
悪意（違法性の認識）がない質問，単なる事実又は手続の確認であることが明らかなものについては，公正な職務の執行を損なうおそれがないため，働きかけには該当しません。
職員が相手方に対して「働きかけ」に該当すること（又はおそれがあること）を伝えたことにより，相手方が「働きかけ」に該当することに気づいて了解し，発言等を取り消した場合は，働きかけの報告対象とはしません。

5 働きかけに該当すると思われる行為があった場合の対応は

(1) 事業者等に対する対応

職員は、事業者等から「働きかけ」に該当すると思われる行為を受けたときは、その者に対して、応じられない旨及び当該働きかけが記録、公表されるものとなる旨を伝えなければなりません。

但し、「働きかけ」が行われた状況や方法によっては、事業者等に伝えることが不可能な場合もあり、例えば、「働きかけ」について一方的に要求しただけで、職員の説明も聞かずに立ち去る場合等は、伝えることができないと考えられ、必ずしも伝えることを義務付けているものではありません。

(2) 職員、所属長の対応

職員は、「働きかけ」と思われる行為を受けた場合は、単独で対応せず、可能な限り複数で対応するよう努め、速やかに所属長に報告するとともに、その後の対応について、指示を受けることとします。

「働きかけ」に対して、組織として受け止め、組織として対応する必要があります。

(3) 報告書の作成

職員は、「働きかけ」に該当する行為を受けたときは、速やかに働きかけ対応報告書（別記様式）に記録し、所属長、契約課長を経由して、市長に報告することとしています。

また、報告書は、事実に基づき正確に記録し、個人情報、法人又は個人の権利や評価を害するおそれがある情報については、特に慎重に取り扱う必要があります。

(5) 「働きかけ」の内容の公表

契約課は、報告があった場合は、契約業務の適正な執行及び職員の円滑な事務執行を確保するため、働きかけの内容及び対応状況等について、随時又は定期的に公表することとします。

6 不当要求行為との関連は

単に公表前の契約業務に係る秘密情報を教えてほしいと言われた場合等は、働きかけには該当しますが不当要求行為には該当しません。但し、断ったにもかかわらず執拗に聞き出そうとするなど、暴行、脅迫、困惑行為等の違法又は不当な手段により働きかけを迫られた場合は、不当要求行為にも該当しますので、その場合は、本マニュアルに加え、「高知市不当要求行為対応マニュアル」により対応して下さい。